

後期高齢者医療制度のお知らせ

●保険証（後期高齢者医療被保険者証）を更新します

8月1日からは、7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください（保険証は、白色の封筒に入れ「簡易書留郵便」でお届けします）。

●配達時に不在の場合

「郵便物お預かりのお知らせ」が投函されますので、「お知らせ」に掲載されている郵便局に連絡し、都合の良い日に再配達を希望されるか、郵便局にて直接お受け取りください。

●郵便局での保管期限が過ぎた場合

「お知らせ」に記載されている保管期限が過ぎた郵便物は、市役所に返送されます。お受け取りについては、市役所へご連絡ください。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和3年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和2年8月1日
一部負担金の割合	〇割
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
被保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

新しい保険証は、色がうすい青色に変わります（形や大きさは変わりません）

●保険料額の決定通知書を送付します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料の額や支払い方法が記載されていますので、ご確認ください（6月以降に後期高齢者医療制度へ加入された方へは、8月以降にお送りします）。

●保険料は相互扶助の大切な財源です

通知書に「納付書」が同封されている方は、納期限までに保険料をお納めください。また、年金天引きによって保険料を納めている方は、口座振替に支払方法を切り替えることができます。変更を希望される方は、市民課へお問い合わせください。

●保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとで計算されます（所得の状況に応じて、保険料の軽減措置があります）。下記の「保険料軽減措置の見直し」、送付されるチラシをご覧ください。

●保険料の減免

災害・失業・低所得などの理由により、保険料を納めることが困難なときは、申請により保険料の納付猶予や減免ができる場合があります。市民課へご相談ください。

●問合せ

市民課 ☎35-3137
岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368

保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり個人単位で計算されます。均等割額と所得割額は、2年ごとに見直されます。

令和2・3年度の保険料 100円未満切捨て 限度額 64万円（年額）	=	均等割額 被保険者1人当たり 44,411円	+	所得割額 被保険者所得※ × 所得割率 8.55%
--	---	------------------------------	---	---------------------------------

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）

「保険料軽減措置の見直し」について

① 保険料「均等割額」の軽減

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者 全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合	
	令和2年度	令和3年度
平成31年度における8.5割軽減の区分 33万円以下	改 7.75割 ※特例軽減	7割
平成31年度における8割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし (ただし、公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除（15万円）はありません	改 7割	
[33万円 + 改 28万5千円 × 被保険者数] 以下	5割	
[33万円 + 改 52万円 × 被保険者数] 以下	2割	

② 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、**制度に加入後2年経過するまでの間に限り5割軽減**となります。（ただし所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。）

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません）